省　令

○財務省令第四十二号

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十八条第一項及び第六十九条の五並びに外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条の二第二項、第十一条第三項、第十一条の五第一項及び第二項、第十八条の四第一項第三号、第十八条の五第四項及び第五項並びに第二十一条の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、外国為替に関する省令及び外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年五月九日

財務大臣　鈴木　俊一

外国為替に関する省令及び外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令

（外国為替に関する省令の一部改正）

第一条　外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「預金契約」の下に「若しくは暗号資産の管理に関する契約」を、「貸借契約」の下に「若しくは暗号資産の貸借契約」を加える。

第六条の見出し中「又は資金移動業者」を「、資金移動業者又は暗号資産交換業者」に改め、同条第一項中「又は資金移動業者」を「、資金移動業者」に改め、「以下同じ。）」の下に「又は暗号資産交換業者（同条第八項に規定する暗号資産交換業者をいう。以下同じ。）」を、「為替取引」の下に「又は当該顧客の当該支払等に係る暗号資産の移転」を加え、同条第二項中「又は資金移動業者」を「、資金移動業者又は暗号資産交換業者」に改め、「為替取引」の下に「又は当該顧客の当該支払等に係る暗号資産の移転」を加え、同条第三項中「又は資金移動業者」を「、資金移動業者又は暗号資産交換業者」に改め、「為替取引」の下に「又は暗号資産の移転」を加える。

第七条第一項中「第十七条の三」の下に「及び第十七条の四」を、「係る為替取引」の下に「又は暗号資産の移転」を加え、「又は資金移動業者」を「、資金移動業者又は暗号資産交換業者」に改め、「外国為替取引」の下に「又は暗号資産の移転」を加え、「若しくは資金移動業者」を「、資金移動業者若しくは暗号資産交換業者」に改め、同条第二項中「外国為替取引」の下に「又は暗号資産の移転」を加え、「又は資金移動業者」を「、資金移動業者又は暗号資産交換業者」に改める。

第八条第一項第一号ホ及びヌ⑵中「銀行等その他の金融機関」を「銀行等その他の金融機関等」に改め、同号ヨ中「第二号」を「第一号に掲げる行為（同条第四項の規定により読み替えて適用する法第二十条の二第一号に規定する暗号資産の管理に関する契約の締結に限る。タにおいて同じ。）及び令第十一条の五第一項第二号」に、「銀行等その他の金融機関」を「銀行等その他の金融機関等」に改め、同号タ中「第二号」を「第一号に掲げる行為及び第二号」に、「銀行等その他の金融機関」を「銀行等その他の金融機関等」に改め、同条第四項中「をいう」を「をいい、法第十八条の六の規定により法第十八条第一項の規定が準用される暗号資産移転取引を含む」に改める。

第八条の二に次の一項を加える。

２　前項の規定（第五号に掲げる場合を除く。）は、暗号資産交換業者がその顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合について準用する。この場合において、同項（第五号を除く。）中「銀行等又は資金移動業者」又は「銀行等」とあるのは「暗号資産交換業者」と、「特定為替取引」とあるのは「暗号資産移転取引」と、「預金口座」とあるのは「暗号資産の管理口座」と、「振替」とあるのは「暗号資産の移転」と読み替えるものとする。

第十一条第二項中「又は金融商品取引業者」を「、金融商品取引業者又は暗号資産交換業者」に改める。

第十二条第一項第一号中「をいう。以下同じ」を「をいい、法第二十条の二第一号に規定する暗号資産の管理に関する契約を含む」に、「（以下」を「（暗号資産の移転を求める権利の発生、変更又は消滅に係る取引を含む。以下」に改め、同項第二号中「保証契約」の下に「（法第二十条の二第二号に規定する暗号資産の貸借契約又は暗号資産を移転する義務の保証契約を含む。）」を加え、同項第三号中「売買契約」の下に「（法第二十条の二第三号に規定する暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換に関する契約を含む。）」を加える。

第十二条の三第一号中「（銀行等その他の金融機関等（暗号資産交換業者を除く。以下この号、次号及び第五号並びに第二十七条において同じ。）に、「銀行等その他の金融機関及び外国金融機関」を「銀行等その他の金融機関等及び外国金融機関」に改め、同条第二号、第五号及び第七号ハ中「銀行等その他の金融機関」を「銀行等その他の金融機関等」に改める。

第十二条の四中「銀行等その他の金融機関」を「銀行等その他の金融機関等」に改める。

第十二条の六第一項第一号中「金融指標等先物契約に係る取引の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を受けること」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ　暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換の媒介、取次ぎ又は代理を受けること（これらの行為を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約に係るものを除く。）

ロ　金融指標等先物契約に係る取引の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を受けること

第十二条の六第一項第二号中「令第十一条の五第一項第七号に掲げる行為のうち金融指標等先物契約に係る取引の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受けること及び同項」を「前号イ及びロに掲げるもの並びに令第十一条の五第一項」に改める。

第二十七条第三号中「銀行等その他の金融機関」を「銀行等その他の金融機関等」に改める。

第二十七条の二第一項中「第六条第一項」の下に「、令第六条の二第三項若しくは令第七条の二」を加え、「支払等のうち暗号資産（資金決済に関する法律第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。）によりされるもの」を「支払等若しくは令第十一条第一項若しくは令第十一条の三第一項に規定する資本取引に係る支払等のうち暗号資産によりされるもの、当該資本取引のうち法第二十条の二の規定により資本取引とみなされる取引又は令第十一条の五第四項の規定により読み替えられた同条第一項第一号、第四号若しくは第五号に掲げる行為」に改め、「すべき支払等」の下に「、取引又は行為」を、「当該支払等」の下に「、取引又は行為」を加える。

別紙様式第二中「又は資金移動業者」を「、資金移動業者又は暗号資産交換業者」に改め、「為替取引」の次に「又は暗号資産の移転」を加え、別紙様式第五中「併せて記入すること。」の次に「なお、法第20条の２の規定により資本取引とみなされる暗号資産取引についての許可の申請を行う場合には、その取引の対象となる暗号資産の数量及び本邦通貨に換算した金額（対価が金銭である場合等その財産的価値が金銭で確定されている場合にはその金銭の額）を同欄に記入すること（例：○○ビットコイン（BTC）、本邦通貨に換算した金額：○○円）。」を加え、「又は資金移動業者」を「、資金移動業者又は暗号資産交換業者」に改め、「為替取引」の次に「又は暗号資産の移転」を加え、別紙様式第六から第十四までの様式中「又は資金移動業者」を「、資金移動業者又は暗号資産交換業者」に改め、「為替取引」の次に「又は暗号資産の移転」を加える。